

ID: 1721

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の45の9の規定による。 (指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日